

付 議 第 4 号

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）等の施行及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正（平成18年法律第49号）等が一部改正されたことに伴い、補助執行の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

7 高行管第 651 号
令和 8 年 3 月 18 日

高知県教育長 今城 純子 様

高知県知事 濱田 省司

事務の補助執行の協議について

貴委員会への事務の補助執行について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 対象告示

平成 20 年 11 月 28 日高知県告示第 705 号（地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

(1) 公益信託に関する法律の施行に伴う改正

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、公益信託制度は公益法人制度に一元化され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律と共通の枠組みで認可及び監督を行うこととなる。

公益信託認可、変更認可や監督等に当たっては、公益信託の本旨に沿った公益事務の内容となっているか、公益性があるか及び当該受託者が適切に事務を執行できるか等について、行政庁として判断の上、公益認定等審議会への諮問の際には、その内容等についても説明する必要がある。

公益信託の本旨に沿った事務の内容や実施方法となっているか、当該事務に公益性があるかについては、公益事務の種類や当該公益信託を取り巻く社会環境の変化等に応じて変わるため、その事務の内容に最も密接に関連する貴委員会において判断することが効率的かつ最適であるため。

(2) その他

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正等により補助執行させる事務に関する規定を変更する必要性が生じたため。

4 改正年月日

令和 8 年 4 月 1 日

告 示

高知県告示第 号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年4月1日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称
一般財団法人高知県教育会館
一般財団法人高知県婦人会館
一般財団法人大津教育振興会
一般財団法人高知県教職員互助会
一般財団法人小砂丘賞委員会

1の(2)中「ことを除く。」を「ことを除く。次号において同じ。」に、「法人を除く。」を「法人を除く。次号において同じ。」に改め、1の(2)ア(オ)を削り、1の(2)ア(カ)を1の(2)ア(オ)とし、同(オ)の次に次のように加える。

(カ) 変更の認定（法第11条第4項において準用する法第5条）

1の(2)イ(シ)を1の(2)イ(ス)とし、1の(2)イ(サ)を1の(2)イ(シ)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ケ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(ク)を1の(2)イ(ケ)とし、1の(2)イ(キ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(カ)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(エ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(イ)を1の(2)イ(ウ)とし、1の(2)イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 公益法人から提出を受けた財産目録等の公表（法第22条第2項）

1の(2)ウ(サ)を1の(2)ウ(ス)とし、1の(2)ウ(コ)中「契約成立」を「契約成立等」に改め、同(コ)を1の(2)ウ(シ)とし、1の(2)ウ(ケ)を1の(2)ウ(サ)とし、1の(2)ウ(ク)を1の(2)ウ(コ)とし、1の(2)ウ(キ)の次に次のように加える。

(ク) 公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類に記載された額の増額又は減額（府令第67条第3項）

(ケ) 公益認定を取り消した場合における公益目的取得財産残額の見込額の算定及び当該公益認定の取消しを受ける公益法人に対する当該見込額の通知（府令第67条第4

項)

1の(2)の次に次のように加える。

(3) 教育、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る事務を主たる目的とする信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 移行認可（法附則第4条第1項に規定する移行認可をいう。以下この号において同じ。）に関する事務

(ア) 移行認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法附則第6条及び公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号。以下この号において「府令」という。）第55条第2項第3号）

(イ) 移行認可（法附則第7条）

(ウ) 移行認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法附則第10条第1項において準用する法第10条及び府令第10条第1項）

(エ) 移行認可に関する信託行為又は事業計画書の内容に係る法令又は法令に基づく行政機関の処分に対する違反及び旧主務官庁（法附則第8条第2項に規定する旧主務官庁をいう。以下この号において同じ。）の監督上の命令に対する違反の有無についての旧主務官庁への意見聴取（法附則第10条第2項）

(オ) 移行認可に係る申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨の旧主務官庁への通知（法附則第11条）

イ 公益信託（法第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下この号において同じ。）の認可に関する事務

(ア) 公益信託認可（法第6条の認可をいう。以下この号において同じ。）に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第2項及び府令第2条第3項第1号及び第9号）

(イ) 2以上の公益信託を引き受ける受託者が提出した公益信託認可に係る書類の他の公益信託の行政庁への共有（府令第2条第5項）

(ウ) 公益信託認可（法第8条）

(エ) 公益信託認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第10条及び府令第10条第1項）

(オ) 公益信託認可をした旨の公示（法第11条）

(カ) 公益信託の変更等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第12条第4項及び府令第12条第2項第3号）

- (キ) 公益信託の変更等の認可（法第12条第6項において準用する法第8条）
- (ク) 公益信託の変更等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認可をした旨の公示（法第12条第6項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第12条第6項において準用する法第11条）
- (ケ) 公益信託の変更等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。）の受理（府令第12条第3項）
- (コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第13条）
- (サ) 行政庁の変更を伴う変更の認可申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）
- (シ) 行政庁の変更を伴う変更の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第13条第3項）
- (ス) 公益信託の変更等及び受託者の辞任等の届出の受理並びに当該届出があった旨の公示（法第14条及び第15条）
- ウ 公益信託事務の処理等及び併合等に関する事務
 - (ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第21条第1項及び府令第49条第1項第4号）
 - (イ) 公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等の公表（法第21条第2項）
 - (ウ) 公益信託の併合等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第22条第5項及び府令第50条第2項第2号）
 - (エ) 公益信託の併合等の認可（法第22条第7項において準用する法第8条）
 - (オ) 併合等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに併合等の認可をした旨の公示（法第22条第7項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第22条第7項において準用する法第11条）
 - (カ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）
 - (キ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第13条第3項）
 - (ク) 併合等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の受理（府令第50条第3項）

- (ケ) 公益信託の終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第25条）
- (コ) 公益信託の清算に係る残余財産の給付の見込みの届出及び変更届出の受理（法第26条第1項）
- (サ) 公益信託の清算終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第26条第2項及び第3項）
- エ 公益信託の監督に関する事務
 - (ア) 受託者に対する報告の徴収及び立入検査（法第9条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該受託者から提出を求める報告書の様式等の明示（法第28条第1項及び第42条並びに府令第53条第2項）
 - (イ) 受託者に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに受託者に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（法第29条第1項から第4項まで）
 - (ウ) 受託者に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第29条第5項）
 - (エ) 公益信託認可の取消し（法第30条第1項及び第2項）
 - (オ) 公益信託認可の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第30条第3項において準用する法第29条第5項）
 - (カ) 公益信託認可を取り消した旨の公示（法第30条第4項）
 - (キ) 公益信託認可を取り消したことにより公益信託が終了した場合における清算のための新受託者選任の裁判所への申立て（法第31条第1項）
 - (ク) 許認可等行政機関等からの受託者に対する措置が必要である旨の意見の受領（法第32条）
- オ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務
 - (ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（法第38条において読み替えて準用する法第34条第1項及び第3項）
 - (イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第38条において読み替えて準用する法第35条第2項）
 - (ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第38条において読み替えて準用する法第36条（第3項第1号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。））
 - (エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第38条において読み替えて準用する法第37条第1項及び第3項）
- カ その他の事務
 - (ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（法第40条）
 - (イ) 公益信託に関する情報の提供（法第41条）

告 示

- ◎ 告示（地方自治法第180条の2の規定
に基づく知事の権限に属する事務の補
助執行）の一部改正（行政管理課）

改正等の背景

「公益信託制度の概要」

- ・信託とは：自己の財産を信頼できる他人に託し、あらかじめ定めた目的のために運用等をさせる財産管理制度。
- ・このうち、**公益を目的とする信託**（※）については、**行政機関の許認可**を受けて「**公益信託**」として扱い、信託財産について税制上の優遇措置を講じる仕組みが設けられている（公益信託に関する法律 ※旧：公益信託ニ関スル法律）。

（※）公益信託の例：志ある学生への奨学金の支給、自然環境保全の取組、科学研究への助成、文化振興の助成 等

「公益信託制度の課題と法令改正」

- ・**従来、信託に基づく活動の性質に応じて許可を行う主務官庁が異なり**、各々が許可等の基準を設ける仕組み。
 - ①信託に基づく活動の範囲が都道府県をまたぐ場合、その活動の内容に応じて各省庁が許可を行う
 - ②1つの都道府県にとどまる場合、知事のほか、活動の内容に応じて教育委員会や公安委員会が許可を行う→公益信託の許可や信託に基づく活動の監督について、**対応が統一されていないことが課題として指摘**。
→今般、**公益信託に関する法律等が改正**され、**①は内閣総理大臣、②は都道府県知事に統一して認可権限を付与**。

改正等の概要

- ・法令改正を受け、以下2件の**教育委員会規則を廃止又は一部改正**する必要があるもの（付議第2号及び第3号）。
 - (1) 高知県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則
→令和8年4月1日付けで、**都道府県における公益信託の認可権者は知事に一元化されるため、本件規則は廃止**
 - (2) 高知県教育委員会事務委任等規則
→従来、教育委員会における公益信託の引受けの許可は教育委員会の所管事項であるが、教育委員会から当該権限がなくなるため、**該当する条項（第2条第29号：教育に関する公益信託の引受けを許可すること）を削除**
- ・一方で、**知事が教育に関する公益信託を認可するに当たっては、教育委員会の知見等が引き続き必要**であることから、知事部局から教育次長に対して、当該認可等に関する事務について**補助執行の協議**がなされているもの。
同時に、今般の公益信託に関する制度改正と併せて行われた公益法人法の技術的な改正等を踏まえて、教育委員会の補助執行について定める告示に所要の改正を加えることについて、協議がなされているもの。（付議第4号）

改正後	改正前																
<p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他の事務</p> <p>官庁等に対する照会及び協力依頼（法第142条において準用する認定法第56条）</p> <table border="1" data-bbox="159 703 1050 962"> <thead> <tr> <th>法人の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般財団法人高知県教育会館</td></tr> <tr><td>一般財団法人高知県婦人会館</td></tr> <tr><td>一般財団法人大津教育振興会</td></tr> <tr><td>一般財団法人高知県教職員互助会</td></tr> <tr><td>一般財団法人小砂丘賞委員会</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関する<u>ことを除く。次号において同じ。</u>）、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人（文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）を主たる目的とする</p>	法人の名称	一般財団法人高知県教育会館	一般財団法人高知県婦人会館	一般財団法人大津教育振興会	一般財団法人高知県教職員互助会	一般財団法人小砂丘賞委員会	<p>1 補助執行させる事務</p> <p>(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第47条に規定する行政庁をいう。）が行う事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他の事務</p> <p>官庁等に対する照会及び協力依頼（法第142条において準用する認定法第56条）</p> <table border="1" data-bbox="1160 703 2051 1155"> <thead> <tr> <th>法人の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一般財団法人高知県教育会館</td></tr> <tr><td><u>一般財団法人土佐青少年育成会</u></td></tr> <tr><td>一般財団法人高知県婦人会館</td></tr> <tr><td>一般財団法人大津教育振興会</td></tr> <tr><td>一般財団法人高知県教職員互助会</td></tr> <tr><td><u>一般社団法人考える村</u></td></tr> <tr><td>一般財団法人小砂丘賞委員会</td></tr> <tr><td><u>一般財団法人大方青少年育成会</u></td></tr> <tr><td><u>一般社団法人高知県人権教育研究協議会</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 教育（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校（大学及び高等専門学校に限る。）又は私立学校（幼稚園を除く。）であるものに関する<u>ことを除く。</u>）、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人（文化の振興（スポーツの振興及び文化財の保護を含む。）を主たる目的とする<u>法人を除く。</u>）及び保</p>	法人の名称	一般財団法人高知県教育会館	<u>一般財団法人土佐青少年育成会</u>	一般財団法人高知県婦人会館	一般財団法人大津教育振興会	一般財団法人高知県教職員互助会	<u>一般社団法人考える村</u>	一般財団法人小砂丘賞委員会	<u>一般財団法人大方青少年育成会</u>	<u>一般社団法人高知県人権教育研究協議会</u>
法人の名称																	
一般財団法人高知県教育会館																	
一般財団法人高知県婦人会館																	
一般財団法人大津教育振興会																	
一般財団法人高知県教職員互助会																	
一般財団法人小砂丘賞委員会																	
法人の名称																	
一般財団法人高知県教育会館																	
<u>一般財団法人土佐青少年育成会</u>																	
一般財団法人高知県婦人会館																	
一般財団法人大津教育振興会																	
一般財団法人高知県教職員互助会																	
<u>一般社団法人考える村</u>																	
一般財団法人小砂丘賞委員会																	
<u>一般財団法人大方青少年育成会</u>																	
<u>一般社団法人高知県人権教育研究協議会</u>																	

改正後	改正前
<p><u>法人を除く。次号において同じ。</u>)及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。)が行う事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 公益法人(法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。)の認定に関する事務</p> <p>(ア) 公益認定(法第4条の認定をいう。以下この号において同じ。)(法第5条)</p> <p>(イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。以下この号において「府令」という。)第7条第3項第7号)</p> <p>(ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査(法第8条及び府令第8条第1項)</p> <p>(エ) 公益認定をした旨の公示(法第10条)</p> <p><u>(オ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定(法第11条第2項及び府令第10条第2項第3号)</u></p> <p><u>(カ) 変更の認定(法第11条第4項において準用する法第5条)</u></p> <p>(キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示(法第11条第4項において準用する法第8条及び府令第8条第1項並びに法第11条第4項において準用する法第10条)</p> <p>(ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理(府令第10条第3項及び第4項)</p>	<p>育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。)が行う事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 公益法人(法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。)の認定に関する事務</p> <p>(ア) 公益認定(法第4条の認定をいう。以下この号において同じ。)(法第5条)</p> <p>(イ) 公益認定に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定(法第7条第1項及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。以下この号において「府令」という。)第7条第3項第7号)</p> <p>(ウ) 公益認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査(法第8条及び府令第8条第1項)</p> <p>(エ) 公益認定をした旨の公示(法第10条)</p> <p><u>(オ) 変更の認定(法第11条第1項)</u></p> <p><u>(カ) 変更の認定申請書の受理及び当該認定申請書の添付書類の決定(法第11条第2項及び府令第10条第2項第3号)</u></p> <p>(キ) 変更の認定に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認定をした旨の公示(法第11条第4項において準用する法第8条及び府令第8条第1項並びに法第11条第4項において準用する法第10条)</p> <p>(ク) 変更の認定を受けた公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該変更の認定が合併に伴うものである場合の当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理(府令第10条第3項及び第4項)</p>

改正後	改正前
<p>(ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（府令第11条）</p> <p>(コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認定申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第12条）</p> <p>(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第12条第2項）</p> <p>(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第12条第3項）</p> <p>(ス) 変更の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第13条）</p> <p>イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務</p> <p>(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第22条第1項及び府令第57条第1項第2号）</p> <p><u>(イ) 公益法人から提出を受けた財産目録等の公表（法第22条第2項）</u></p> <p><u>(ウ)</u> 公益法人の合併等の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第24条）</p> <p><u>(エ)</u> 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第59条第3項及び第4項）</p> <p><u>(オ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可（法第25条第2項）</p> <p><u>(カ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第25条第4項において読み替えて準用する法第7条第1項及び府令第60条第2項第3号）</p> <p><u>(キ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（法第25条第4項において準用する法第8</p>	<p>(ケ) 他の公益法人との合併に伴う変更の認定等に係る関係行政庁への通知（府令第11条）</p> <p>(コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認定申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第12条）</p> <p>(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認定申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第12条第2項）</p> <p>(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認定をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第12条第3項）</p> <p>(ス) 変更の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第13条）</p> <p>イ 公益法人の計算等及び合併等に関する事務</p> <p>(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第22条第1項及び府令第57条第1項第2号）</p> <p><u>(イ)</u> 公益法人の合併等の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第24条）</p> <p><u>(ウ)</u> 公益法人の合併の届出をし、当該合併により存続する公益法人に名称等の変更があるときの当該変更の届出並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第59条第3項及び第4項）</p> <p><u>(エ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可（法第25条第2項）</p> <p><u>(オ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第25条第4項において読み替えて準用する法第7条第1項及び府令第60条第2項第3号）</p> <p><u>(カ)</u> 公益法人の合併による地位の承継の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに当該認可をした旨の公示（法第25条第4項において準用する法第8</p>

改正後	改正前
<p>条及び府令第8条第1項並びに法第25条第4項において準用する法第10条)</p> <p>(ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第60条第3項及び第4項）</p> <p>(ケ) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（府令第61条）</p> <p>(コ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第25条第4項において読み替えて準用する法第12条）</p> <p>(サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（府令第12条第2項）</p> <p>(シ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第12条第3項）</p> <p>(ス) 公益法人の解散の届出等の受理並びに公益法人の解散及び清算終了の届出があった旨の公示（法第26条）</p> <p>ウ 公益法人の監督に関する事務</p> <p>(ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（法第27条第1項及び第59条並びに府令第63条第2項）</p> <p>(イ) 公益法人に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに公益法人に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（法第28条第1項から第4項まで）</p>	<p>条及び府令第8条第1項並びに法第25条第4項において準用する法第10条)</p> <p>(キ) 公益法人の合併による地位の承継の認可を受けて設立した公益法人から提出される定款及び登記事項証明書並びに当該合併により消滅する公益法人に係る運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類等の受理（府令第60条第3項及び第4項）</p> <p>(ク) 公益法人の合併による地位の承継の認可に係る関係行政庁への通知（府令第61条）</p> <p>(ケ) 行政庁の変更を伴う場合の公益法人の合併による地位の承継の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第25条第4項において読み替えて準用する法第12条）</p> <p>(コ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可申請に対する処分をした旨の合併により消滅する公益法人を所管する行政庁への通知（府令第12条第2項）</p> <p>(サ) 行政庁の変更を伴う公益法人の合併による地位の承継の認可をしたときの公益法人関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要と認める事項の決定（府令第12条第3項）</p> <p>(シ) 公益法人の解散の届出等の受理並びに公益法人の解散及び清算終了の届出があった旨の公示（法第26条）</p> <p>ウ 公益法人の監督に関する事務</p> <p>(ア) 公益法人に対する報告の徴収及び立入検査（法第6条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該公益法人から提出を求める報告書の様式等の明示（法第27条第1項及び第59条並びに府令第63条第2項）</p> <p>(イ) 公益法人に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに公益法人に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（法第28条第1項から第4項まで）</p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 公益法人に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第28条第5項）</p> <p>(エ) 公益認定の取消し（法第29条第1項及び第2項）</p> <p>(オ) 公益認定の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第29条第3項において準用する法第28条第5項）</p> <p>(カ) 公益認定を取り消した旨の公示及び当該公益認定を取り消した公益法人の名称の変更の登記の嘱託（法第29条第4項及び第6項）</p> <p>(キ) 公益目的取得財産残額及び金銭贈与契約が成立した旨の通知（法第30条第4項）</p> <p><u>(ク) 公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類に記載された額の増額又は減額（府令第67条第3項）</u></p> <p><u>(ケ) 公益認定を取り消した場合における公益目的取得財産残額の見込額の算定及び当該公益認定の取消しを受ける公益法人に対する当該見込額の通知（府令第67条第4項）</u></p> <p><u>(コ) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（府令第68条第1項）</u></p> <p><u>(サ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（府令第68条第4項）</u></p> <p><u>(シ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る<u>契約成立等</u>の報告書の受理（府令第70条第1項）</u></p> <p><u>(ス) 許認可等行政機関等からの公益法人に対する措置が必要である旨の意見の受領（法第31条）</u></p> <p>エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</p> <p>(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（法第51条において読み替えて準用する法第43条第1項及び第3項）</p> <p>(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第52条において読み替えて準用する法第44条第2項）</p>	<p>(ウ) 公益法人に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第28条第5項）</p> <p>(エ) 公益認定の取消し（法第29条第1項及び第2項）</p> <p>(オ) 公益認定の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第29条第3項において準用する法第28条第5項）</p> <p>(カ) 公益認定を取り消した旨の公示及び当該公益認定を取り消した公益法人の名称の変更の登記の嘱託（法第29条第4項及び第6項）</p> <p>(キ) 公益目的取得財産残額及び金銭贈与契約が成立した旨の通知（法第30条第4項）</p> <p><u>(ク) 公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理（府令第68条第1項）</u></p> <p><u>(ケ) 公益目的取得財産残額の増額及び減額の決定（府令第68条第4項）</u></p> <p><u>(コ) 公益目的取得財産残額に相当する財産の贈与に係る<u>契約成立</u>の報告書の受理（府令第70条第1項）</u></p> <p><u>(サ) 許認可等行政機関等からの公益法人に対する措置が必要である旨の意見の受領（法第31条）</u></p> <p>エ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</p> <p>(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（法第51条において読み替えて準用する法第43条第1項及び第3項）</p> <p>(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第52条において読み替えて準用する法第44条第2項）</p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第53条第2項において読み替えて準用する法第45条（第3項第3号及び第5号を除く。））</p> <p>(エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第54条において読み替えて準用する法第46条第1項及び第3項）</p> <p>オ その他の事務</p> <p>(ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（法第56条）</p> <p>(イ) 公益法人に関する情報の提供（法第57条）</p> <p><u>(3) 教育、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る事務を主たる目的とする信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務</u></p> <p><u>ア 移行認可（法附則第4条第1項に規定する移行認可をいう。以下この号において同じ。）に関する事務</u></p> <p><u>(ア) 移行認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法附則第6条及び公益信託に関する法律施行規則（令和7年内閣府令第63号。以下この号において「府令」という。）第55条第2項第3号）</u></p> <p><u>(イ) 移行認可（法附則第7条）</u></p> <p><u>(ウ) 移行認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法附則第10条第1項において準用する法第10条及び府令第10条第1項）</u></p> <p><u>(エ) 移行認可に関する信託行為又は事業計画書の内容に係る法令又は法令に基づく行政機関の処分に対する違反及び旧主務官庁（法附則第8条第2項に規定する旧主務官庁をいう。以下この号において同じ。）の監督上の命令に対する違反の有無についての旧主務官庁への意見聴取（法附則第10条第2項）</u></p>	<p>(ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第53条第2項において読み替えて準用する法第45条（第3項第3号及び第5号を除く。））</p> <p>(エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第54条において読み替えて準用する法第46条第1項及び第3項）</p> <p>オ その他の事務</p> <p>(ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（法第56条）</p> <p>(イ) 公益法人に関する情報の提供（法第57条）</p>

改正後	改正前
<p><u>(オ) 移行認可に係る申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨の旧主務官庁への通知（法附則第11条）</u></p> <p><u>イ 公益信託（法第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下この号において同じ。）の認可に関する事務</u></p> <p><u>(ア) 公益信託認可（法第6条の認可をいう。以下この号において同じ。）に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第2項及び府令第2条第3項第1号及び第9号）</u></p> <p><u>(イ) 2以上の公益信託を引き受ける受託者が提出した公益信託認可に係る書類の他の公益信託の行政庁への共有（府令第2条第5項）</u></p> <p><u>(ウ) 公益信託認可（法第8条）</u></p> <p><u>(エ) 公益信託認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第10条及び府令第10条第1項）</u></p> <p><u>(オ) 公益信託認可をした旨の公示（法第11条）</u></p> <p><u>(カ) 公益信託の変更等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第12条第4項及び府令第12条第2項第3号）</u></p> <p><u>(キ) 公益信託の変更等の認可（法第12条第6項において準用する法第8条）</u></p> <p><u>(ク) 公益信託の変更等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認可をした旨の公示（法第12条第6項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第12条第6項において準用する法第11条）</u></p> <p><u>(ケ) 公益信託の変更等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。）の受理（府令第12条第3項）</u></p> <p><u>(コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認可申請書の経由及び受理並びに事務の引継ぎ（法第13条）</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認可申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）</u></p> <p><u>(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第13条第3項）</u></p> <p><u>(ス) 公益信託の変更等及び受託者の辞任等の届出の受理並びに当該届出があった旨の公示（法第14条及び第15条）</u></p> <p><u>ウ 公益信託事務の処理等及び併合等に関する事務</u></p> <p><u>(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第21条第1項及び府令第49条第1項第4号）</u></p> <p><u>(イ) 公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等の公表（法第21条第2項）</u></p> <p><u>(ウ) 公益信託の併合等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第22条第5項及び府令第50条第2項第2号）</u></p> <p><u>(エ) 公益信託の併合等の認可（法第22条第7項において準用する法第8条）</u></p> <p><u>(オ) 併合等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに併合等の認可をした旨の公示（法第22条第7項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第22条第7項において準用する法第11条）</u></p> <p><u>(カ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）</u></p> <p><u>(キ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要なと認める事項の決定（府令第13条第3項）</u></p> <p><u>(ク) 併合等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の受理（府令第50条第3項）</u></p> <p><u>(ケ) 公益信託の終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(法第25条)</u></p> <p><u>(コ) 公益信託の清算に係る残余財産の給付の見込みの届出及び変更届出の受理 (法第26条第1項)</u></p> <p><u>(サ) 公益信託の清算終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示 (法第26条第2項及び第3項)</u></p> <p><u>エ 公益信託の監督に関する事務</u></p> <p><u>(ア) 受託者に対する報告の徴収及び立入検査 (法第9条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。) 並びに当該受託者から提出を求める報告書の様式等の明示 (法第28条第1項及び第42条並びに府令第53条第2項)</u></p> <p><u>(イ) 受託者に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の公表並びに受託者に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示 (法第29条第1項から第4項まで)</u></p> <p><u>(ウ) 受託者に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取 (法第29条第5項)</u></p> <p><u>(エ) 公益信託認可の取消し (法第30条第1項及び第2項)</u></p> <p><u>(オ) 公益信託認可の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取 (法第30条第3項において準用する法第29条第5項)</u></p> <p><u>(カ) 公益信託認可を取り消した旨の公示 (法第30条第4項)</u></p> <p><u>(キ) 公益信託認可を取り消したことにより公益信託が終了した場合における清算のための新受託者選任の裁判所への申立て (法第31条第1項)</u></p> <p><u>(ク) 許認可等行政機関等からの受託者に対する措置が必要である旨の意見の受領 (法第32条)</u></p> <p><u>オ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務</u></p> <p><u>(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問 (法第38条において読み替えて準用する法第34条第1項及び第3項)</u></p> <p><u>(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>への報告（法第38条において読み替えて準用する法第35条第2項）</u> <u>（ウ）届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第38条において読み替えて準用する法第36条（第3項第1号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。））</u> <u>（エ）高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第38条において読み替えて準用する法第37条第1項及び第3項）</u> <u>カ その他の事務</u> <u>（ア）官庁等に対する照会及び協力依頼（法第40条）</u> <u>（イ）公益信託に関する情報の提供（法第41条）</u></p> <p>2 補助執行させる相手方 高知県教育次長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成20年12月1日</p>	<p>2 補助執行させる相手方 高知教育次長</p> <p>3 補助執行させる年月日 平成20年12月1日</p>